

令和2年6月23日
経済産業省
商務・サービスグループ
キャッシュレス推進室

キャッシュレス・ポイント還元事業^(※1) 終了の御案内

平素より、キャッシュレス・ポイント還元事業への御理解と御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

令和元年10月の本事業の開始より、皆様に多くの御協力をいただきまして、参加店舗は全国1718市町村のうち1716市町村まで広がり、約115万店となりました。関係者の皆様には、本事業の周知等に御協力いただきました。誠にありがとうございました。貴団体の中に本事業の登録店舗がいる場合には、店頭用広報ツール^(※2)について、6月30日(火)の本事業の終了に合わせて、各自治体で指定する方法に従って廃棄いただくよう御案内いただけますと幸甚です。

なお、今後のキャッシュレス推進に関する取組について、御案内いたします。御確認いただき、キャッシュレス推進に取り組もうとしている事業者に周知いただきますようお願い申し上げます

<今後のキャッシュレス推進に関する取組>

1. マイナポイント事業実施に伴うキャッシュレス決済端末導入支援事業

2020年9月からのマイナポイント事業の実施に合わせて、中小店舗に対し、キャッシュレス決済端末の導入を支援します。中小店舗は、本事業に採択されたキャッシュレス決済事業者を通じて、キャッシュレス決済端末本体を負担なしで導入いただけます。【資料1】6月22日に、本事業における決済端末提供事業者のリストを公表しましたので、下記を御参照ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200622010/20200622010.html>

2. 地域におけるキャッシュレス導入支援事業（面的キャッシュレス・インフラの構築支援事業）

地域で一体的にキャッシュレスを導入する団体等に対し、端末やソフトウェア関連の費用、広報費用などを支援します。事務局の公募を6月中に開始し、実際の団体への支援は今夏以降に実施予定です。【資料2】

3. 公共施設・自治体窓口における公共料金等の支払いのキャッシュレス決済対応

2020年4月に、公共施設・自治体窓口におけるキャッシュレス決済の導入手順を示した「キャッシュレス決済導入手順書（初版）」を公表しました。今年度にかけて、当該手順書に基づいてキャッシュレス決済を導入した自治体のフィードバックを得つつ、更に改訂をしていく予定です。

「公共施設・自治体窓口におけるキャッシュレス決済導入手順書（初版）概要」

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/cashless/municipality_project/municipality_CL_manual_outline.pdf

「公共施設・自治体窓口におけるキャッシュレス決済導入手順書（初版）」

https://www.paymentsjapan.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2020/04/LG_ImplementationGL_v1.0.pdf

4. キャッシュレス決済の中小店舗への更なる普及促進に向けた環境整備検討会の開催

キャッシュレス・ポイント還元事業終了後もキャッシュレス決済を更に推進するため、業界関係者や有識者からなる検討会を6月10日に立ち上げました。本検討会では、ポイント還元事業の総括を行うとともに、キャッシュレス決済に関わる店舗や決済事業者、ネットワーク事業者等の観点を踏まえ、手数料や入金サイクルも含め、キャッシュレス決済の中小店舗への更なる普及促進に向けた課題や方策を検討します。<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200603003/20200603003.html>

6月10日に開かれた第1回の開催概要等は下記に公表していますので、御参照ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200612006/20200612006.html>

(※1) キャッシュレス・ポイント還元事業

キャッシュレス・ポイント還元事業は、2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の9か月間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援するものです。

(※2) 本事業に登録いただいた店舗の皆様には店頭用広報ツールを配布しています。同梱説明書にも記載しておりますが、期間終了後は、速やかに取り外し、各店舗の責任で自治体が指定する方法に従って廃棄をお願い申し上げます。

【店頭用広報ツール】



【店頭用広報ツールの同梱資料への記載】

ご 注 意	<ul style="list-style-type: none">◎対象店舗以外での目的外使用はお控えください。◎広報ツールに加筆、シールの貼り付け等の改変・加工をすることは禁止です。◎広報ツールは全て有償・無償を問わず、譲渡・転売等は禁止です。◎本事業の対象加盟店ではなくなった場合(中小企業でなくなった等の場合)は、消費者が誤認しないよう、各種ツールは速やかに取り外してください。◎消費者還元期間(2019年10月~2020年6月)終了後は各種ツールを速やかに取り外し、各店舗の責任で、自治体が指定する方法に従って廃棄をお願いいたします。
--------------	--

【本件に関する問い合わせ】

連絡先 : 経済産業省 商務・サービスグループ キャッシュレス広報担当

担当 : 坂本、吉塚、高本

アドレス : cashlesspayment_koho@meti.go.jp

電話 : 03-3501-1252 (内線: 4120~4124)

住所 : 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 商務情報政策局 商務・サービスグループ キャッシュレス推進室 (本館3階東3)